

認定水量とは

◆使用人数に応じて、水道水以外の水（井戸水など）の排水量を認定します。

○水道水を使用せずに水道水以外の水を使用している場合（井戸のみなど）

使用者の人数に10 m³を乗じた水量。（使用者の人数が4人を超える場合は、4人を超える人数が1人を増すごとに2 m³を40 m³に加算した水量）

【算出例】

使用人数が3人の場合

$$3人 \times 10 \text{ m}^3 = 30 \text{ m}^3$$

使用人数が6人の場合

$$4人 \times 10 \text{ m}^3 + 2人 \times 2 \text{ m}^3 = 44 \text{ m}^3$$

○水道水及び水道水以外の水を併せて使用している場合（水道と井戸の併用など）

使用者の人数に10 m³を乗じた水量。（使用者の人数が4人を超える場合は、4人を超える人数が1人を増すごとに2 m³を40 m³に加算した水量）に2分の1を乗じた水量を、水道の使用水量に加算した水量。

【算出例】

使用人数が3人で、水道の使用量が30 m³の場合

$$3人 \times 10 \text{ m}^3 \times 1/2 + 30 \text{ m}^3 = 45 \text{ m}^3$$

使用人数が6人で、水道の使用量が60 m³の場合

$$(4人 \times 10 \text{ m}^3 + 2人 \times 2 \text{ m}^3) \times 1/2 + 60 \text{ m}^3 = 82 \text{ m}^3$$

◆使用人数に異動があった場合の手続き方法

- ・『下水道使用料算定基礎異動届』を提出していただきます。
（農業集落排水をご利用の方は「農業集落排水処理施設使用料算定基礎異動届」）